

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人基礎構造研究会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(目 的)

第 3 条 当法人は、基礎構造の設計・施工に関する技術を向上することを目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。

- ① 建築物・土木構造物の基礎構造の設計・施工に関する図書の編集・発行
- ② 建築物・土木構造物の基礎構造の設計・施工に関する技術講習会等の実施
- ③ 建築物・土木構造物の基礎構造の設計・施工に関する試験の実施および資格の認定
- ④ 国内外への建築物・土木構造物の基礎構造の設計・施工に関する情報の発信
- ⑤ 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

(公告の方法)

第 4 条 当法人の公告は、官報に掲載する。

第2章 社 員

(社員の資格及び入社)

第 5 条 社員の資格者は、当法人の目的に賛同し、社員総会の承認を得た者とする。

2 社員となる者は、当法人所定の様式による入社届を提出しなければならない。

(退社)

第 6 条 社員はいつでも退社届を提出し、退社することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して、予め退社の予告をするものとする。

(社員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第 7 条 社員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、資格喪失時まで既に発生した未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、社員がその資格を喪失しても、既に納付した運営経費を返還しない。

第3章 社員総会

(社員総会)

- 第8条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎年6月にこれを開催し、臨時総会は、必要に応じて開催するものとする。

第4章 役員

(員数)

- 第9条 当法人には、理事1名を置く。

(資格)

- 第10条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

第5章 基金

(基金の募集)

- 第11条 当法人は、基金を引受ける者を募集することができる。

- 2 基金の募集・割当て・払込みにかかる手続きについては、理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

- 第12条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日まで返還しない。

(基金の返還の手続)

- 第13条 基金の拠出者は、基金の返還を請求しようとする場合には、定時社員総会の3ヶ月前までに請求しなければならない。

- 2 前項の請求がなされた場合には、定時社員総会において、基金の返還の決議を経た後、理事が決定したところに従って返還する。
- 3 前項に定める基金の返還は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」という）第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

第6章 計 算

(事業年度)

第14条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第15条 当法人の最初の事業年度は当法人成立の日から平成25年3月31日までとする。

(設立時の理事)

第16条 当法人の設立時の理事は次のとおりとする。

岸田英明

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第17条 社員の氏名及び住所は次のとおりとする。

岸田英明

小椋仁志

藤野高行

(準拠すべき法律)

第18条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団・財団法人法その他の法令の定めるところによるものとする。

これは、当法人の定款と相違ありません。

平成27年1月27日

東京都中央区日本橋浜町二丁目1番1号

一般社団法人基礎構造研究会

代表理事 杉村義広